

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月25日提出
【計算期間】	第38特定期間(自 2024年5月28日至 2024年11月25日)
【ファンド名】	UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・債券)(資産 配分固定型)))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）へ約50％程度、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券へ約50％程度、投資します。

（＊）株式の投資対象地域の東欧とは、チェコ、ハンガリー、ポーランドを、中華圏とは中国、香港および台湾を指します。

（＊）投資対象とする新興諸国の債券は原則BB-格以上とします。



- ・上記投資対象への投資は、マザーファンド受益証券を通じて行います。なお、株式および債券等へ直接投資することがあります。
- ・市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産（＊）に投資することがあります。
- （＊）流動資産とは、米国短期国債など、優良な発行体により発行された満期12カ月未満の短期金融商品、債券、預金などをいいます。

■BRICsとは？

ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）の頭文字をとった4カ国の総称です。2060年には、中国が世界第1位の経済大国となり、世界のGDP（国内総生産）の半分近くをBRICs 4カ国が占めることになると予測されています。（OECD予測、2014年5月発表）

■新興諸国とは？

新興諸国とは、一般的に「エマージング・カントリー」と呼ばれ、先進諸国と比較して経済が発展途上の段階にある国々を指します。一般に、今後の経済成長の可能性が高いと考えられています。新興諸国の多くは、市場開放、海外資本の導入、国営企業の民営化などの経済改革に取組み、海外からの投資先としての魅力を高めています。

2 外貨建資産につきましては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

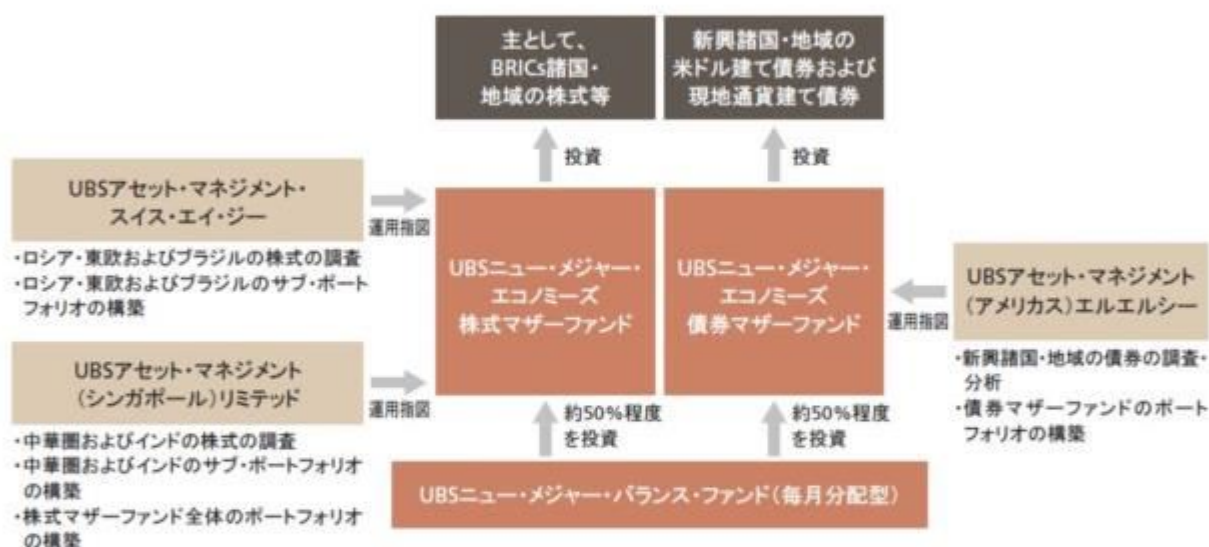
- ・委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限を次の通り委託します。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

- 名 称：UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー
- 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

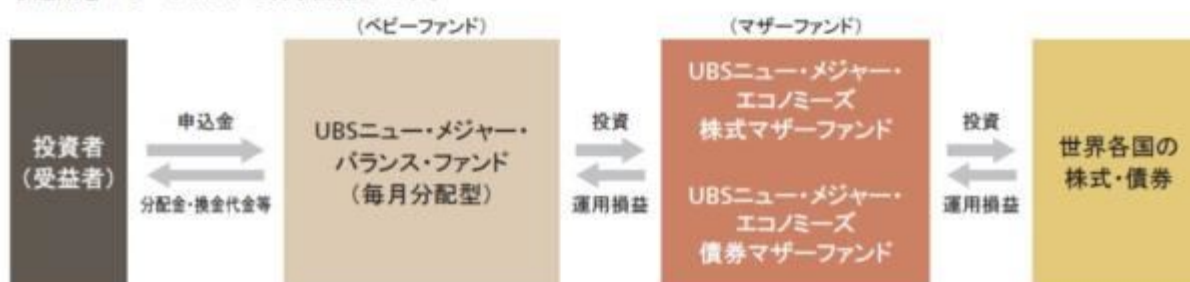
- 名 称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー
- 委託の内容：有価証券等および通貨の運用



◎ ファンドの仕組み

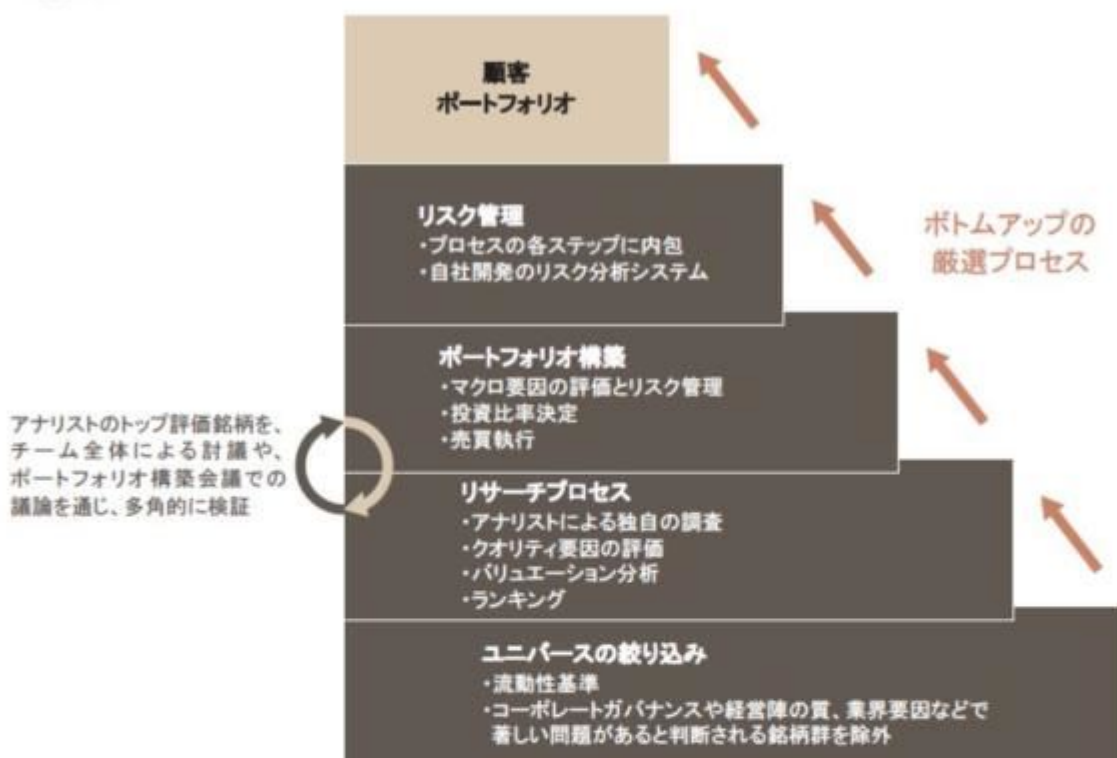
[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 運用プロセス図

<株式>



<債券>



2024年11月末現在

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の70%未満とします。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、主に利子・配当収益を分配原資として収益分配を行います。また、四半期ごと（2月、5月、8月、11月の決算時）に、売買益（評価益を含みます。）を分配原資として、毎月の分配金に上乗せの収益分配を行うことを目指します。

・分配対象額が少額の場合等には、上記の収益分配を行わないことがあります。

[収益分配イメージ]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月 分配	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金
		+			+			+			+	
上乗せ の分配		分配金			分配金			分配金			分配金	

・2月、5月、8月、11月の決算時には上乗せの分配を目指しますが、株式・債券の価格の下落等により基準価額が下落した場合等には、上乗せの分配を行わない場合があります。

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

「投資信託で分配金が支払われるイメージ」



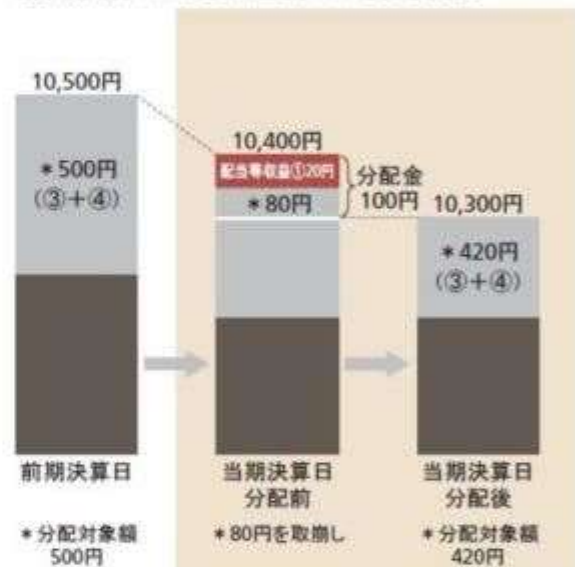
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

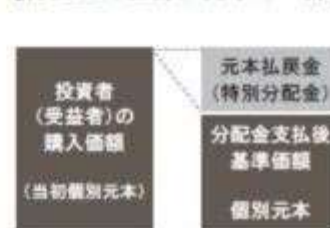
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

追加的記載事項

＜ロシア銘柄への投資について＞

2022年2月終盤に始まったウクライナへの軍事侵攻後、ロシアに対して西側諸国を中心に経済制裁が発動・強化されています。

こうした環境の下：

【ロシア株式市場】においては、ロシア国外の投資家による株式の売却が禁止されているほか、米国や英国等に上場するロシア銘柄についてもその大半で取引停止の状態が続くなど、総じて正常な取引ができない状態が続いています。

【ロシア債券市場】においては、決済機構やSWIFTからの除外等の規制により取引後の受渡が行えない状況となっていることから、ロシア国外の投資家におけるロシア国債の流動性が極端に低下しており、取引が困難な状況が続いています。

ウクライナ情勢の不透明感は極めて強く、今後の展開を見通すことは依然として困難な状況です。保有するロシア銘柄については、市場における取引再開等の動向を注視しつつ、最も有利な選択肢を追求するなど適切な対応をしていく方針としております。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

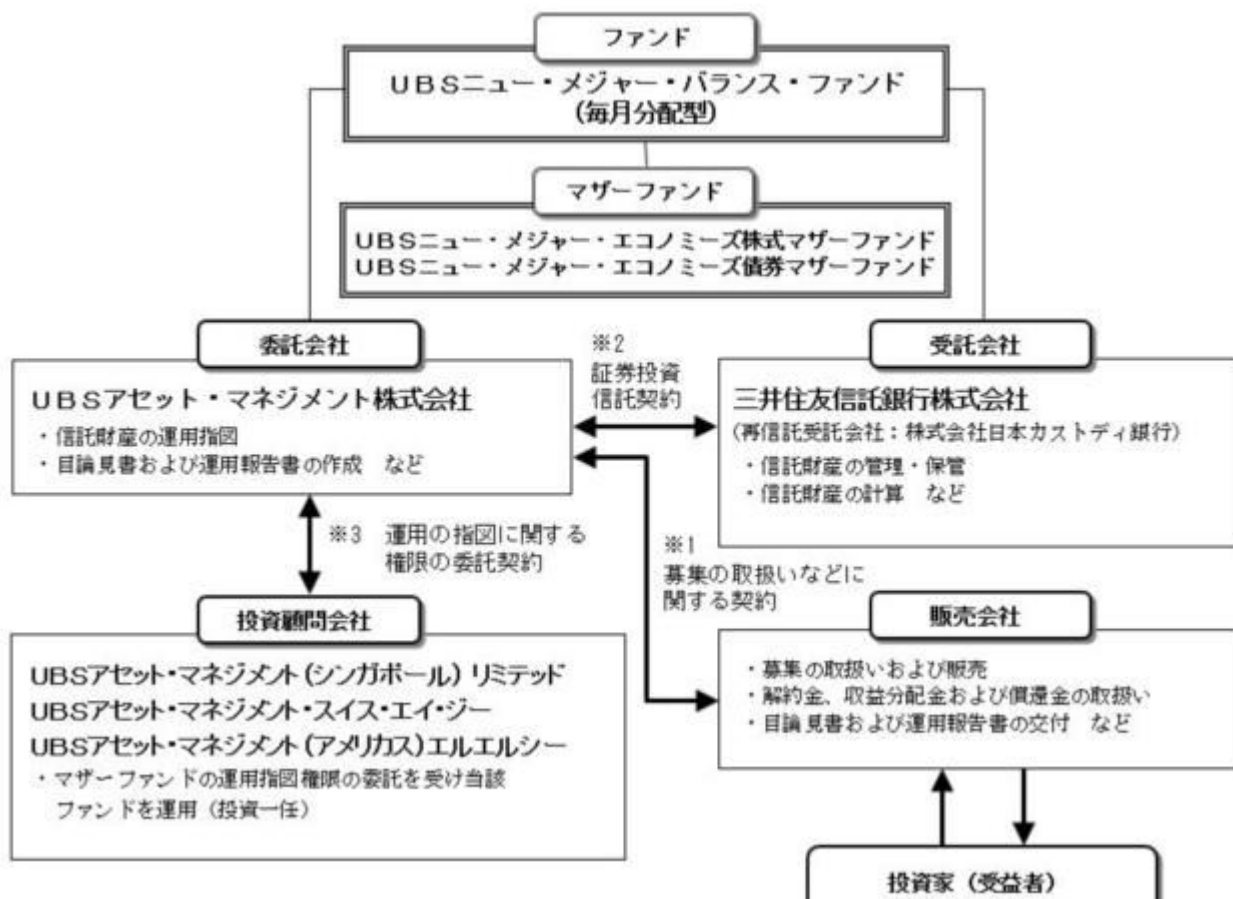
(2) 【ファンドの沿革】

2005年11月25日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資

制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
 ※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年11月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 原則としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）および新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建ての債券を実質的な主要投資対象とし、利子、配当収益の確保および値上がり益の追及を図り、信託財産の長期的な成長を目指します。なお、世界の株式および債券等に直接投資することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則としてUBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド受益証券に約50%程度、UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド受益証券に約50%程度とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）>

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドおよびUBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド（以下両者を総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、世界の株式および債券等に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

- る法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたUBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドおよびUBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指図、資金の借入れを行うことができます。

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド>

主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資します。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

- ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

- ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（約款第15条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) ～11) の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することが

できます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指図を行うことができます。

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド>

主として新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（約款第15条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使等により取得した株券、社債権者割当てまたは株主割当てにより取得した株券
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定める

ものをいいます。)

12) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

13) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

14) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

15) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

16) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

17) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの

ただし、10)の証券および11)の証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、6)の証券および9)ならびに14)の証券または証書のうち6)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1)から5)までの証券および9)ならびに14)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10)の証券および11)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入、外国為替予約の指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資します。
投資方針	① この投資信託は、今後高い経済成長が見込まれる、主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資することにより、投資元本の成長を目指します。 ② 投資プロセスは、個別銘柄選択、業種配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。 ③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④ 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 運用については、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド及びUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに運用指図に関する権限を委託します。

主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑧ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

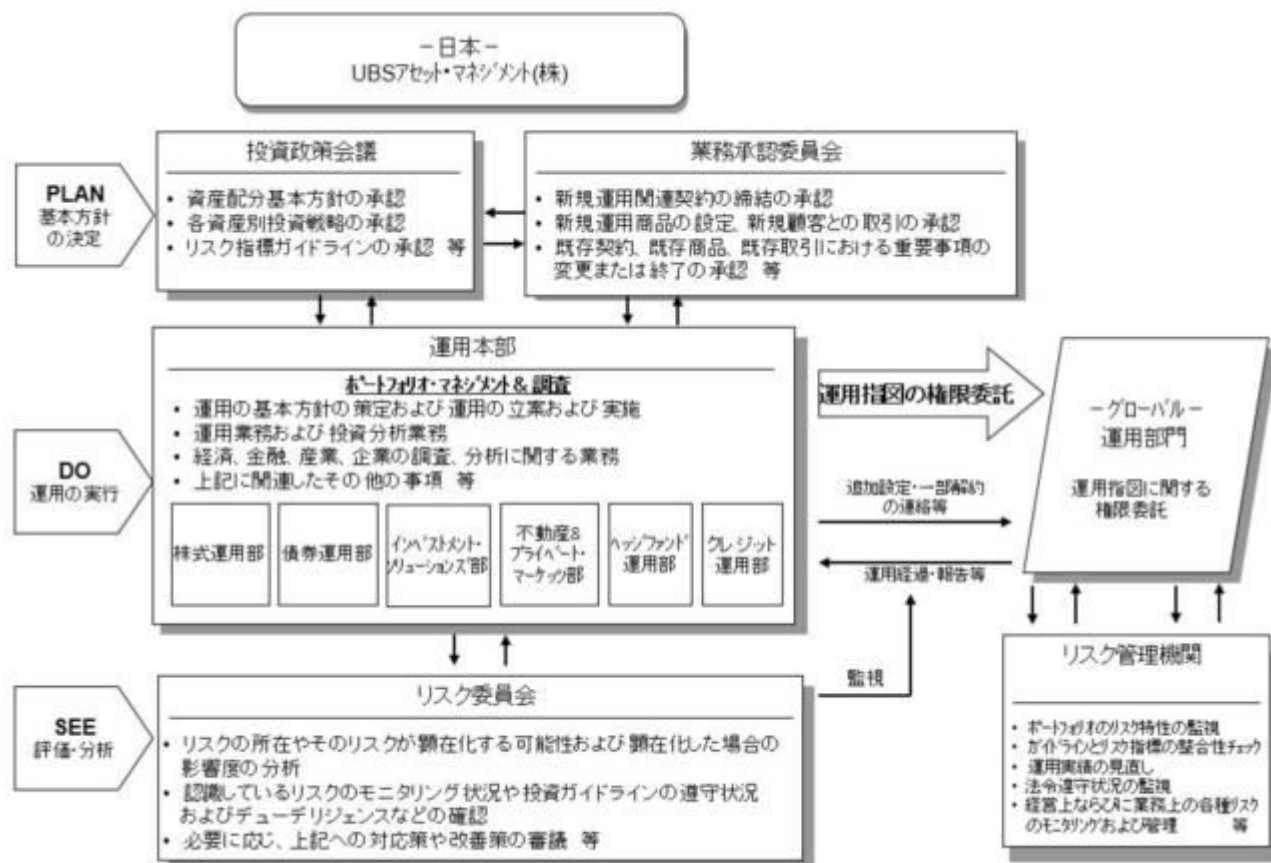
<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	主として新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とします。
投資方針	① この投資信託は、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とし、高水準の利息等収益の確保と売買益の獲得を目指します。 ② 組入対象とする債券は、組入れ時において、原則として1つ以上の国際的格付評価機関からBB-格相当以上の格付けを有している銘柄、および格付けを取得していないものについては当該格付けと同等の信用力を有すると委託会社から運用指図に関する権限を委託された投資顧問会社が判断した銘柄とします。 ③ 外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④ 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。 ⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 運用については、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。

主な投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限ります。 ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規

定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2024年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

額5%以下とします。

- 7) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 11) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
 - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 有価証券の貸付の指図および範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 15) 有価証券の借入
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入に係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 16) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 17) 外国為替予約の指図
イ) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ニ) ロ) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 18) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 19) 資金の借入れ
イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド>

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 投資する株式等の範囲
イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- 信用取引の運用指図
イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しに

より行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 12) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 13) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う事の指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 15) 有価証券の貸付の指図および範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 16) 有価証券の借入れ
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由によりロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。
- 17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 18) 外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 19) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使に

- より取得した株券に限ります。
- 2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 6) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 9) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の借入
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- ロ) イ)の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内としま

す。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入に係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

14) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

15) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて世界の株式および債券に投資を行いますので、組入株式および債券の価格の下落や当該株式および債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

② 公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1) 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

2) 信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

③ カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、新興諸国・地域には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

・先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。

・資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。

・先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

④ 為替変動リスク

外貨建有価証券等を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受け

ることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

⑤ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

<その他の留意点>

① 短期金融商品の信用リスク

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

② 買付および解約申込に係る制限

- ・買付または解約の申込日が、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス証券取引所もしくはシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または解約の申込みは受け付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および解約の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約請求には制限を設ける場合があります。

③ クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間で資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<投資信託に関する一般的なリスク>

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

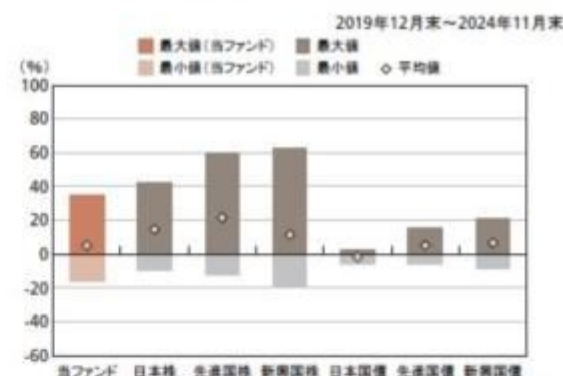
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	34.7	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△ 15.5	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	5.2	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

※ 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■ 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円換算ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、正確性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・ 販売会社における申込手数料率は3.3% (税抜3.0%) が上限となっております。
- ・ 申込手数料の額 (1口当たり) は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ <分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※ 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.936%（税抜1.76%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	1.76%	0.85%	0.85%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の場合		0.83%	0.87%	0.06%
1,000億円以上2,000億円未満の場合		0.81%	0.90%	0.05%
2,000億円以上の場合		0.80%	0.92%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 売買委託手数料
組入る有価証券の売買時の売買委託手数料等のファンドを運用するための費用並びに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ② 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ③ その他諸費用
以下の諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1. から7. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1. から7. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ④ 上記①から③の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
 2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
 3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
 4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡にかかる費用

※上記「（4）その他の手数料等」のうち、①および②は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

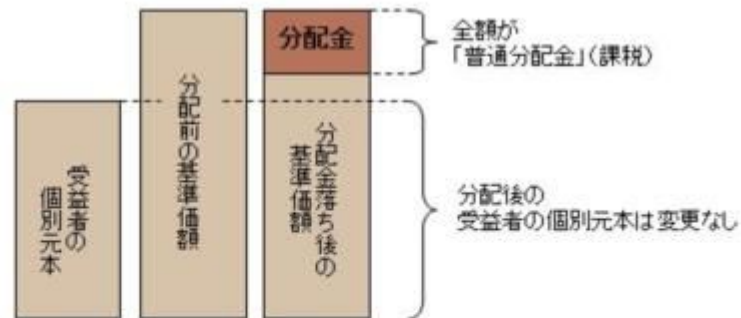
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

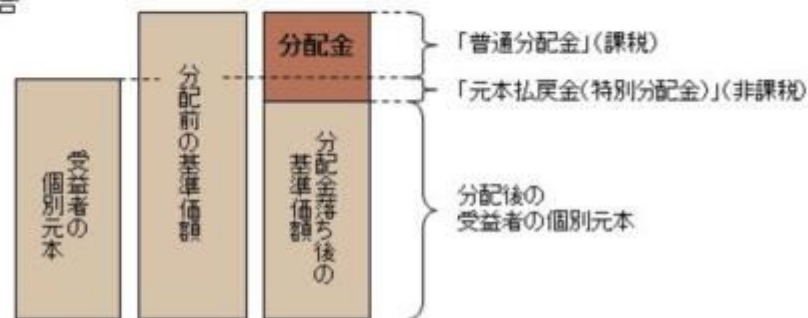
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は2024年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間: 2024年5月28日～2024年11月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.15%	1.93%	0.22%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,331,847,770	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	54,235,518	1.01
合計(純資産総額)		5,386,083,288	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド	707,440,128	3.8838	2,747,555,970	3.8142	2,698,318,136	50.10
日本	親投資信託受益証券	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド	938,267,648	2.9176	2,737,489,689	2.8068	2,633,529,634	48.90

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第19特定期間末（2015年 5月25日）	14,808	14,844	0.8305	0.8325
第20特定期間末（2015年11月25日）	12,678	12,712	0.7541	0.7561
第21特定期間末（2016年 5月25日）	10,922	10,954	0.6720	0.6740
第22特定期間末（2016年11月25日）	10,972	11,003	0.7295	0.7315
第23特定期間末（2017年 5月25日）	10,950	10,978	0.7808	0.7828
第24特定期間末（2017年11月27日）	10,936	10,962	0.8553	0.8573
第25特定期間末（2018年 5月25日）	9,902	9,927	0.8106	0.8126
第26特定期間末（2018年11月26日）	8,731	8,754	0.7559	0.7579
第27特定期間末（2019年 5月27日）	8,450	8,472	0.7704	0.7724
第28特定期間末（2019年11月25日）	8,332	8,352	0.8108	0.8128
第29特定期間末（2020年 5月25日）	6,875	6,895	0.6988	0.7008
第30特定期間末（2020年11月25日）	7,502	7,520	0.8068	0.8088
第31特定期間末（2021年 5月25日）	7,449	7,466	0.8492	0.8512
第32特定期間末（2021年11月25日）	7,113	7,129	0.8510	0.8530
第33特定期間末（2022年 5月25日）	5,669	5,685	0.7188	0.7208
第34特定期間末（2022年11月25日）	5,623	5,638	0.7395	0.7415
第35特定期間末（2023年 5月25日）	5,387	5,401	0.7404	0.7424
第36特定期間末（2023年11月27日）	5,627	5,641	0.8061	0.8081
第37特定期間末（2024年 5月27日）	5,827	5,841	0.8736	0.8756
第38特定期間末（2024年11月25日）	5,544	5,557	0.8561	0.8581
2023年11月末日	5,575	—	0.7984	—
12月末日	5,548	—	0.8008	—

2024年 1月末日	5,525	—	0.8048	—
2月末日	5,642	—	0.8314	—
3月末日	5,636	—	0.8357	—
4月末日	5,791	—	0.8645	—
5月末日	5,765	—	0.8643	—
6月末日	5,952	—	0.8968	—
7月末日	5,536	—	0.8438	—
8月末日	5,397	—	0.8243	—
9月末日	5,510	—	0.8448	—
10月末日	5,643	—	0.8685	—
11月末日	5,386	—	0.8323	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第19特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	0.0120
第20特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	0.0120
第21特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	0.0120
第22特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	0.0120
第23特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	0.0120
第24特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	0.0120
第25特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	0.0120
第26特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	0.0120
第27特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	0.0120
第28特定期間	2019年 5月28日～2019年11月25日	0.0120
第29特定期間	2019年11月26日～2020年 5月25日	0.0120
第30特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	0.0120
第31特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	0.0120
第32特定期間	2021年 5月26日～2021年11月25日	0.0120
第33特定期間	2021年11月26日～2022年 5月25日	0.0120
第34特定期間	2022年 5月26日～2022年11月25日	0.0120
第35特定期間	2022年11月26日～2023年 5月25日	0.0120
第36特定期間	2023年 5月26日～2023年11月27日	0.0120
第37特定期間	2023年11月28日～2024年 5月27日	0.0120
第38特定期間	2024年 5月28日～2024年11月25日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第19特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	3.1
第20特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	△7.8
第21特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	△9.3
第22特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	10.3
第23特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	8.7

第24特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	11.1
第25特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	△3.8
第26特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	△5.3
第27特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	3.5
第28特定期間	2019年 5月28日～2019年11月25日	6.8
第29特定期間	2019年11月26日～2020年 5月25日	△12.3
第30特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	17.2
第31特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	6.7
第32特定期間	2021年 5月26日～2021年11月25日	1.6
第33特定期間	2021年11月26日～2022年 5月25日	△14.1
第34特定期間	2022年 5月26日～2022年11月25日	4.5
第35特定期間	2022年11月26日～2023年 5月25日	1.7
第36特定期間	2023年 5月26日～2023年11月27日	10.5
第37特定期間	2023年11月28日～2024年 5月27日	9.9
第38特定期間	2024年 5月28日～2024年11月25日	△0.6

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第19特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	61,356,237	1,819,629,113
第20特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	59,963,902	1,078,605,070
第21特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	72,212,411	632,090,801
第22特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	66,118,247	1,277,739,502
第23特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	47,750,824	1,064,236,062
第24特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	45,134,960	1,282,587,888
第25特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	52,401,377	623,533,784
第26特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	40,762,678	706,409,358
第27特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	38,058,395	621,219,416
第28特定期間	2019年 5月28日～2019年11月25日	36,399,559	727,688,898
第29特定期間	2019年11月26日～2020年 5月25日	39,815,750	477,784,423
第30特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	46,808,164	586,880,575
第31特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	34,053,102	561,115,877
第32特定期間	2021年 5月26日～2021年11月25日	28,469,450	441,510,187
第33特定期間	2021年11月26日～2022年 5月25日	34,316,400	504,823,753
第34特定期間	2022年 5月26日～2022年11月25日	32,649,024	317,006,580
第35特定期間	2022年11月26日～2023年 5月25日	32,119,912	359,178,452
第36特定期間	2023年 5月26日～2023年11月27日	27,122,000	322,863,142
第37特定期間	2023年11月28日～2024年 5月27日	25,819,984	336,008,189
第38特定期間	2024年 5月28日～2024年11月25日	24,933,438	219,457,021

（参考）

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	インドネシア	127,018,212	4.71
	ブラジル	125,451,334	4.65
	メキシコ	119,033,675	4.41
	トルコ	111,810,031	4.14
	コロンビア	107,728,777	3.99
	ポーランド	106,255,219	3.94
	南アフリカ	101,140,351	3.75
	マレーシア	97,490,918	3.61
	ルーマニア	89,873,726	3.33
	タイ	80,378,012	2.98
	アメリカ	72,071,644	2.67
	ケイマン	61,471,094	2.28
	ペルー	61,390,428	2.28
	中国	60,194,922	2.23
	ハンガリー	54,854,568	2.03
	セネガル共和国	50,648,640	1.88
	チェコ	50,335,233	1.87
	サウジアラビア	49,838,413	1.85
	パナマ	48,484,918	1.80
	ベネズエラ	38,977,934	1.44
	オマーン	32,475,049	1.20
	セルビア	30,119,661	1.12
	ホンジュラス	30,066,977	1.11
	ウズベキスタン	29,931,311	1.11
	グアテマラ	29,863,478	1.11
	ドミニカ	29,733,465	1.10
	パラグアイ	29,710,854	1.10
	トリニダードトバゴ	29,575,188	1.10
	カザフスタン	29,328,276	1.09
	アラブ首長国連邦	28,385,284	1.05
	コートジボアール	27,415,988	1.02
	フィリピン	21,178,970	0.78
	ウルグアイ	16,521,265	0.61
	チリ	14,890,984	0.55
	エルサルバドル	10,502,338	0.39
	ロシア	—	—

	小計	2,004,147,137	74.27
特殊債券	メキシコ	87,210,175	3.23
	カタール	72,018,446	2.67
	フィリピン	34,430,222	1.28
	小計	193,658,843	7.18
社債券	ケイマン	98,779,922	3.66
	チリ	81,399,599	3.02
	インドネシア	53,563,349	1.99
	アメリカ	37,561,817	1.39
	バーレーン	32,287,001	1.20
	アラブ首長国連邦	31,123,589	1.15
	トルコ	30,393,103	1.13
	英ヴァージン諸島	27,118,126	1.00
	マレーシア	25,696,648	0.95
	小計	417,923,154	15.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	82,607,317	3.06
合計(純資産総額)		2,698,336,451	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 3.02%	2,700,000	2,226.27	60,109,367	2,229.44	60,194,922	3.02	2031/5/27	2.23
ケイマン	社債券	GACI FIRST INVST 4.875%	400,000	14,367.40	57,469,625	14,527.56	58,110,270	4.875	2035/2/14	2.15
トルコ	国債証券	TURKIYE REP OF 5.875%	400,000	14,296.74	57,186,987	14,384.21	57,536,855	5.875	2031/6/26	2.13
マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.885%	1,550,000	3,431.67	53,190,911	3,434.55	53,235,642	3.885	2029/8/15	1.97
セネガル共和国	国債証券	SENEGAL REP OF 6.25%	400,000	12,644.22	50,576,888	12,662.16	50,648,640	6.25	2033/5/23	1.88
タイ	国債証券	THAILAND GOVT 4.875%	9,650,000	489.80	47,266,472	490.77	47,359,884	4.875	2029/6/22	1.76
メキシコ	特殊債券	PETROLEOS MEXICA 7.69%	400,000	11,741.13	46,964,554	11,796.15	47,184,635	7.69	2050/1/23	1.75
コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP OF 9.85%	1,395,000,000	3.32	46,352,767	3.32	46,362,523	9.85	2027/6/28	1.72
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL 0%	300,000	14,992.00	44,976,015	14,990.81	44,972,438	—	2025/1/9	1.67
メキシコ	特殊債券	PETROLEOS MEXICA 6.7%	300,000	13,340.49	40,021,470	13,341.84	40,025,540	6.7	2032/2/16	1.48
カタール	特殊債券	QATAR ENERGY 3.125%	350,000	11,222.74	39,279,603	11,372.73	39,804,555	3.125	2041/7/12	1.48
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	6,300,000	632.63	39,856,029	630.08	39,695,214	7.75	2034/11/23	1.47
アメリカ	社債券	DAE FUNDING LLC 3.375%	265,000	14,141.97	37,476,233	14,174.27	37,561,817	3.375	2028/3/20	1.39
インドネシア	国債証券	INDONESIA (REP) 7.75%	200,000	18,465.65	36,931,300	18,616.39	37,232,780	7.75	2038/1/17	1.38
フィリピン	特殊債券	NATL POWER CORP 9.625%	200,000	17,195.21	34,390,427	17,215.11	34,430,222	9.625	2028/5/15	1.28
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10%	1,500,000	2,261.40	33,921,070	2,200.27	33,004,162	10	2033/1/1	1.22
オマーン	国債証券	OMAN INTRNL BOND 7%	200,000	16,104.45	32,208,917	16,237.52	32,475,049	7	2051/1/25	1.20

バーレーン	社債券	BAPCO ENERGIES 8.375%	200,000	16,148.02	32,296,045	16,143.50	32,287,001	8.375	2028/11/7	1.20
カタール	特殊債券	QATAR ENERGY 2.25%	250,000	12,827.03	32,067,578	12,885.55	32,213,891	2.25	2031/7/12	1.19
チリ	社債券	BANCO DEL ESTADO/VAR/PER	200,000	15,743.58	31,487,174	15,761.82	31,523,653	7.95	9999/99/99	1.17
ケイマン	国債証券	SHARJAH SUKUK 6.092%	200,000	15,686.38	31,372,763	15,760.47	31,520,940	6.092	2034/3/19	1.17
チリ	社債券	CODELCO INC 6.44%	200,000	15,512.08	31,024,176	15,590.73	31,181,473	6.44	2036/1/26	1.16
アラブ首長国連邦	社債券	MDGH GMTN RSC 5.5%	200,000	15,446.13	30,892,278	15,561.79	31,123,589	5.5	2033/4/28	1.15
コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP OF 8%	200,000	15,390.55	30,781,108	15,526.22	31,052,440	8	2035/11/14	1.15
南アフリカ	国債証券	REP SOUTH AFRICA 8.25%	4,000,000	773.59	30,943,617	774.48	30,979,513	8.25	2032/3/31	1.15
インドネシア	社債券	FREEPORT INDONES 6.2%	200,000	15,120.57	30,241,158	15,400.80	30,801,609	6.2	2052/4/14	1.14
トルコ	社債券	TVF VARLIK KIRAL 6.95%	200,000	15,182.38	30,364,764	15,196.55	30,393,103	6.95	2030/1/23	1.13
南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA 7.95%	200,000	14,942.10	29,884,205	15,185.54	30,371,095	7.95	2054/11/19	1.13
コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP OF 8.375%	200,000	14,945.87	29,891,742	15,156.90	30,313,814	8.375	2054/11/7	1.12
セルビア	国債証券	SERBIA REPUBLIC 6%	200,000	14,942.10	29,884,205	15,059.83	30,119,661	6	2034/6/12	1.12

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（注）永久債の償還期限については、「9999/99/99」と表示しています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	74.27
特殊債券	7.18
社債券	15.49
合計	96.94

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（先物）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US5YN 2503	買建	2	米ドル	213,534.18	32,188,143	214,921.88	32,397,324	1.20
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US2YN 2503	買建	11	米ドル	2,260,498.24	340,747,505	2,265,656.25	341,525,023	12.66
	アメリカ	シカゴ商品取引所	USLONGB 2503	買建	3	米ドル	349,506.18	52,684,561	356,437.5	53,729,388	1.99
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US10ULTR2503	売建	17	米ドル	1,919,106.88	289,286,170	1,943,843.75	293,015,006	△10.86
	アメリカ	シカゴ商品取引所	USULTRAB2503	買建	3	米ドル	368,279.85	55,514,505	378,750	57,092,775	2.12

（注）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

株式	インド	842,107,346	31.98
	ブラジル	634,056,087	24.08
	台湾	383,823,858	14.57
	中国	327,150,189	12.42
	ケイマン	206,414,553	7.84
	香港	88,571,508	3.36
	キプロス	—	—
	ロシア	—	—
小計		2,482,123,541	94.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		—	5.75
合計(純資産総額)		2,633,537,129	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	55,000	4,816.03	264,881,760	4,653.95	255,967,470	9.72
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	68,269	3,124.62	213,314,956	3,209.73	219,125,638	8.32
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS- PR	エネル ギー	197,313	988.08	194,962,981	967.28	190,857,977	7.25
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	22,000	6,066.34	133,459,656	5,811.65	127,856,388	4.85
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネル ギー	56,065	2,265.06	126,990,926	2,274.73	127,532,850	4.84
インド	株式	INFOSYS LTD-SP ADR	ソフト ウェア・ サービス	35,131	3,435.36	120,687,793	3,427.82	120,423,011	4.57
インド	株式	AXIS BANK LTD	銀行	56,801	2,044.89	116,152,138	2,027.17	115,145,567	4.37
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	125,500	865.83	108,662,794	867.77	108,905,888	4.14
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディ ア・娯楽	13,900	7,759.62	107,858,746	7,748.00	107,697,200	4.09
ブラジル	株式	SUZANO SA	素材	67,249	1,521.48	102,318,546	1,542.29	103,717,630	3.94
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	銀行	116,940	881.82	103,121,083	865.24	101,182,054	3.84
インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LTD	家庭用 品・パー ソナル用 品	21,658	4,376.99	94,797,011	4,407.33	95,454,126	3.62
インド	株式	EICHER MOTORS LTD	自動車・ 自動車部 品	10,830	8,925.29	96,660,977	8,620.10	93,355,715	3.54
ブラジル	株式	VALE SA	素材	60,903	1,458.32	88,816,211	1,442.02	87,823,936	3.33
インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・ 自動車部 品	3,626	19,803.84	71,808,738	19,600.23	71,070,439	2.70
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	53,800	1,093.43	58,826,884	1,122.49	60,390,043	2.29
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	172,226	358.76	61,788,007	340.67	58,672,645	2.23

中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	1,800	31,359.18	56,446,538	31,570.90	56,827,635	2.16
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	83,500	678.91	56,689,694	679.88	56,770,564	2.16
中国	株式	NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	資本財	81,300	536.78	43,640,916	511.83	41,611,892	1.58
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	25,000	1,563.15	39,078,975	1,615.45	40,386,450	1.53
中国	株式	MIDEA GROUP CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	25,400	1,463.95	37,184,332	1,459.79	37,078,680	1.41
香港	株式	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	食品・飲料・タバコ	56,611	503.62	28,510,432	497.80	28,181,465	1.07
ケイマン	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	10,102	2,663.37	26,905,414	2,754.41	27,825,090	1.06
ブラジル	株式	AMBEV SA-ADR	食品・飲料・タバコ	85,800	330.12	28,324,348	324.09	27,807,008	1.06
中国	株式	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	耐久消費財・アパレル	30,000	858.94	25,768,351	865.18	25,955,530	0.99
ケイマン	株式	CHINA MENGNIU DAIRY CO	食品・飲料・タバコ	77,000	326.96	25,176,352	322.31	24,818,394	0.94
ブラジル	株式	GERDAU SA-PREF	素材	42,140	496.05	20,903,555	507.58	21,389,439	0.81
ブラジル	株式	PRIOR SA	エネルギー	17,700	1,012.65	17,923,981	989.34	17,511,374	0.66
ブラジル	株式	LOJAS RENNER S.A.	一般消費財・サービス流通・小売り	38,010	404.81	15,386,868	363.45	13,814,835	0.52

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	12.75
		素材	8.09
		資本財	1.58
		自動車・自動車部品	6.24
		耐久消費財・アパレル	2.39
		メディア・娯楽	4.09
		一般消費財・サービス流通・小売り	3.11
		食品・飲料・タバコ	5.23
		家庭用品・パーソナル用品	3.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.43
		銀行	20.92
		保険	6.43
		ソフトウェア・サービス	4.57
		半導体・半導体製造装置	14.57
		不動産管理・開発	0.22
合計		94.25	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

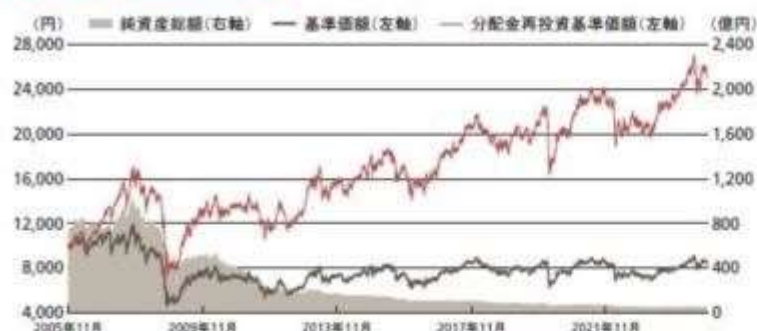
《参考情報》

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2024年11月29日現在）



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

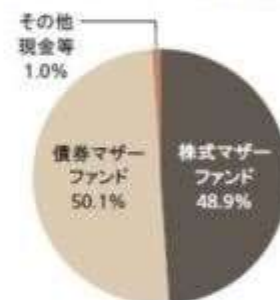
2024年7月	20円
2024年8月	20円
2024年9月	20円
2024年10月	20円
2024年11月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	9,430円

主要な資産の状況（2024年11月29日現在）

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド[組入上位10銘柄]

銘柄名	国名	業種	構成比
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	9.7%
2 HDFC BANK LIMITED	インド	銀行	8.3%
3 PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	ブラジル	エネルギー	7.3%
4 MEDIATEK INC	台湾	半導体・半導体製造装置	4.9%
5 RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	4.8%
6 INFOSYS LTD-SP ADR	インド	ソフトウェア・サービス	4.6%
7 AXIS BANK LTD	インド	銀行	4.4%
8 PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	保険	4.1%
9 TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン	メディア・娯楽	4.1%
10 SUZANO SA	ブラジル	素材	3.9%

各マザーファンドへの投資割合



※各構成比は、純資産総額に占める割合です。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

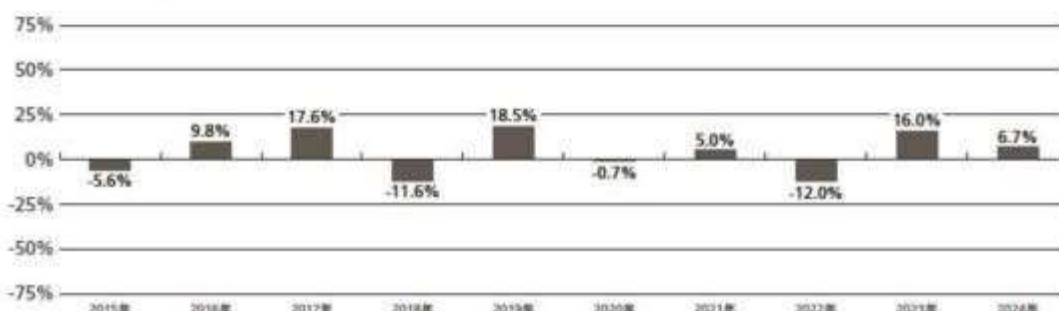
UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド[組入上位10銘柄]

銘柄名	国名	種別	利率	償還日	構成比
1 CHINA GOVT BOND 3.02%	中国	国債証券	3.020%	2031/5/27	2.2%
2 GACI FIRST INVST 4.875%	ケイマン	社債券	4.875%	2035/2/14	2.2%
3 TURKIYE REP OF 5.875%	トルコ	国債証券	5.875%	2031/6/26	2.1%
4 MALAYSIA GOVT 3.885%	マレーシア	国債証券	3.885%	2029/8/15	2.0%
5 SENEGAL REP OF 6.25%	セネガル共和国	国債証券	6.250%	2033/5/23	1.9%
6 THAILAND GOVT 4.875%	タイ	国債証券	4.875%	2029/6/22	1.8%
7 PETROLEOS MEXICA 7.69%	メキシコ	特殊債券	7.690%	2050/1/23	1.8%
8 COLOMBIA REP OF 9.85%	コロンビア	国債証券	9.850%	2027/6/28	1.7%
9 TREASURY BILL 0%	アメリカ	国債証券	—	2025/1/9	1.7%
10 PETROLEOS MEXICA 6.7%	メキシコ	特殊債券	6.700%	2032/2/16	1.5%

※構成比は、各マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※「国名」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。

年間収益率の推移（2024年11月29日現在）



※2024年は年初から11月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所およびシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行またはシンガポールの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 申込単位（当初元本1口＝1円）
1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所およびシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行またはシンガポールの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

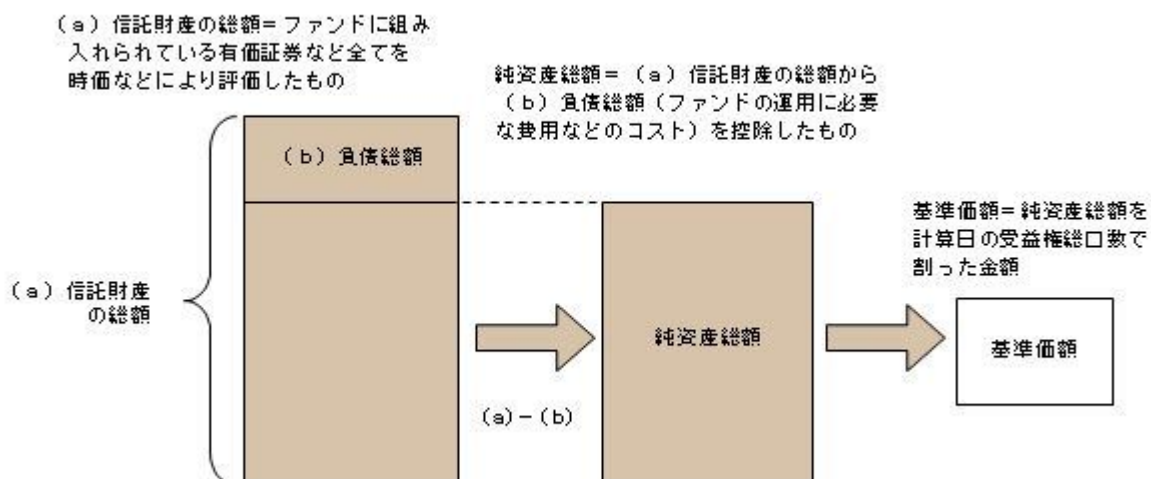
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2005年11月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月26日から翌月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

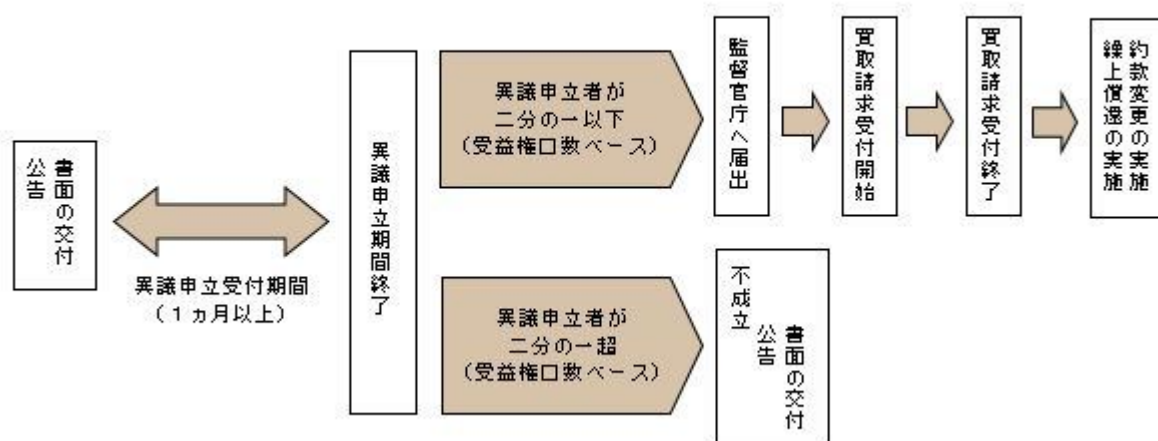
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <https://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
- 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年 5月28日から2024年 11月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 2024年 5月27日現在	当期 2024年11月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,892,121	55,272,940
親投資信託受益証券	5,769,281,241	5,489,068,420
未収入金	23,000,000	24,000,000
未収利息	16	166
流動資産合計	5,851,173,378	5,568,341,526
資産合計	5,851,173,378	5,568,341,526
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,341,285	12,952,238
未払解約金	5,023	1,584,581
未払受託者報酬	334,562	314,347
未払委託者報酬	9,479,211	8,906,471
その他未払費用	268,338	274,095
流動負債合計	23,428,419	24,031,732
負債合計	23,428,419	24,031,732
純資産の部		
元本等		
元本	6,670,642,950	6,476,119,367
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△842,897,991	△931,809,573
（分配準備積立金）	136,140,659	148,540,391
元本等合計	5,827,744,959	5,544,309,794
純資産合計	5,827,744,959	5,544,309,794
負債純資産合計	5,851,173,378	5,568,341,526

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	当期 自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
営業収益		
受取利息	902	20,419
有価証券売買等損益	591,595,362	19,787,179
営業収益合計	591,596,264	19,807,598
営業費用		
支払利息	18,637	-
受託者報酬	1,844,050	1,848,298
委託者報酬	52,248,131	52,368,402
その他費用	1,512,602	1,597,310
営業費用合計	55,623,420	55,814,010
営業利益又は営業損失（△）	535,972,844	△36,006,412
経常利益又は経常損失（△）	535,972,844	△36,006,412
当期純利益又は当期純損失（△）	535,972,844	△36,006,412
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,734,768	997,503
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,353,254,797	△842,897,991
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,252,726	30,202,697
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,252,726	30,202,697
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,686,187	3,610,364
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,686,187	3,610,364
分配金	81,447,809	78,500,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△842,897,991	△931,809,573

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、当ファンドが保有する親投資信託受益証券であるUBS ニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドが保有するロシア株式等（ADR（米国預託証券）およびGDR（グローバル預託証券）等を含みます。以下、同じ。）の評価については当該親投資信託受益証券における「重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 特定期間末日の取扱い 2024年 5月25日および26日が休日のため、前特定期間末日を2024年 5月27日としております。このため、当特定期間は182日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当該親投資信託受益証券で保有するロシア株式等の評価については親投資信託受益証券における「重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2024年 5月27日現在	当期 2024年11月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	6,670,642,950口	6,476,119,367口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は842,897,991円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は931,809,573円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8736円 (8,736円)	0.8561円 (8,561円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日		当期 自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日	
1. 分配金の計算過程 自 2023年11月28日 至 2023年12月25日		1. 分配金の計算過程 自 2024年 5月28日 至 2024年 6月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 13,222,802円	A	費用控除後の配当等収益額 31,027,660円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額 0円
C	収益調整金額 84,064,915円	C	収益調整金額 80,990,680円
D	分配準備積立金額 110,616,337円	D	分配準備積立金額 135,424,178円
E	当ファンドの分配対象収益額 207,904,054円	E	当ファンドの分配対象収益額 247,442,518円
F	10,000口当たり収益分配対象額 300円	F	10,000口当たり収益分配対象額 372円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 13,858,572円	H	収益分配金金額 13,278,603円
自 2023年12月26日 至 2024年 1月25日		自 2024年 6月26日 至 2024年 7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 18,771,086円	A	費用控除後の配当等収益額 14,451,995円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額 0円
C	収益調整金額 83,686,344円	C	収益調整金額 80,233,241円
D	分配準備積立金額 109,324,976円	D	分配準備積立金額 151,363,177円
E	当ファンドの分配対象収益額 211,782,406円	E	当ファンドの分配対象収益額 246,048,413円
F	10,000口当たり収益分配対象額 307円	F	10,000口当たり収益分配対象額 374円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 13,784,569円	H	収益分配金金額 13,132,584円
自 2024年 1月26日 至 2024年 2月26日		自 2024年 7月26日 至 2024年 8月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 17,976,301円	A	費用控除後の配当等収益額 14,593,493円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額 0円
C	収益調整金額 82,508,054円	C	収益調整金額 80,079,906円
D	分配準備積立金額 112,535,194円	D	分配準備積立金額 152,125,025円
E	当ファンドの分配対象収益額 213,019,549円	E	当ファンドの分配対象収益額 246,798,424円
F	10,000口当たり収益分配対象額 313円	F	10,000口当たり収益分配対象額 377円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 13,578,729円	H	収益分配金金額 13,092,385円

自 2024年 2月27日 至 2024年 3月25日		自 2024年 8月27日 至 2024年 9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 11,756,370円	A	費用控除後の配当等収益額 16,250,006円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 82,047,950円	C	収益調整金額 79,914,184円
D	分配準備積立金額 116,067,425円	D	分配準備積立金額 153,029,549円
E	当ファンドの分配対象収益額 209,871,745円	E	当ファンドの分配対象収益額 249,193,739円
F	10,000口当たり収益分配対象額 311円	F	10,000口当たり収益分配対象額 381円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 13,488,204円	H	収益分配金金額 13,049,562円
自 2024年 3月26日 至 2024年 4月25日		自 2024年 9月26日 至 2024年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 13,181,744円	A	費用控除後の配当等収益額 13,226,049円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 81,557,820円	C	収益調整金額 79,673,620円
D	分配準備積立金額 113,491,084円	D	分配準備積立金額 155,478,052円
E	当ファンドの分配対象収益額 208,230,648円	E	当ファンドの分配対象収益額 248,377,721円
F	10,000口当たり収益分配対象額 310円	F	10,000口当たり収益分配対象額 382円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 13,396,450円	H	収益分配金金額 12,994,628円
自 2024年 4月26日 至 2024年 5月27日		自 2024年10月26日 至 2024年11月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 36,737,546円	A	費用控除後の配当等収益額 6,381,527円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 81,293,521円	C	収益調整金額 79,506,532円
D	分配準備積立金額 112,744,398円	D	分配準備積立金額 155,111,102円
E	当ファンドの分配対象収益額 230,775,465円	E	当ファンドの分配対象収益額 240,999,161円
F	10,000口当たり収益分配対象額 345円	F	10,000口当たり収益分配対象額 372円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 13,341,285円	H	収益分配金金額 12,952,238円
2.その他費用 その他費用は、監査費用546,910円、目論見書印刷費用221,146円、ほふり費用46,890円および運用報告書印刷費用697,656円です。		2.その他費用 その他費用は、監査費用545,918円、目論見書印刷費用226,701円、ほふり費用44,167円および運用報告書印刷費用780,524円です。	

（金融商品に関する注記）

I.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	当期 自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等、為替予約取引、債券先物取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
-------------------	--	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 5月27日現在	当期 2024年11月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 5月27日現在	当期 2024年11月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	201,992,665	△31,070,324
合計	201,992,665	△31,070,324

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	当期 自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
元本の推移		
期首元本額	6,980,831,155円	6,670,642,950円
期中追加設定元本額	25,819,984円	24,933,438円
期中一部解約元本額	336,008,189円	219,457,021円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド	708,475,908	2,751,578,731	
	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド	938,267,648	2,737,489,689	
合 計		1,646,743,556	5,489,068,420	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	97,652,521	40,840,801
コール・ローン	69,510	72,960
国債証券	1,995,389,522	1,996,981,229
特殊債券	275,970,154	197,211,227
社債券	513,726,248	424,386,798
派生商品評価勘定	5,295,131	14,387,183
未収入金	106,793,962	103,208,061
未収利息	39,585,583	38,371,784
前払金	1,612,784	-
前払費用	1,874,764	1,837,394
差入委託証拠金	3,311,368	4,484,047
流動資産合計	3,041,281,547	2,821,781,484
資産合計	3,041,281,547	2,821,781,484
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,096,320	13,209,858
前受金	-	431,326
未払金	173,737,963	56,551,574
流動負債合計	178,834,283	70,192,758
負債合計	178,834,283	70,192,758
純資産の部		

2024年 5月27日現在

2024年11月25日現在

元本等		
元本	742,270,222	708,475,908
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,120,177,042	2,043,112,818
元本等合計	2,862,447,264	2,751,588,726
純資産合計	2,862,447,264	2,751,588,726
負債純資産合計	3,041,281,547	2,821,781,484

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
1. 開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	742,270,222口	708,475,908口
2. 開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.8563円 (38,563円)	3.8838円 (38,838円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、為替予約取引、債券先物取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することによって市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記） 売買目的有価証券

種類	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	20,284,731	16,306,010
特殊債券	13,382,873	17,519,618
社債券	17,380,932	13,128,989
合計	51,048,536	46,954,617

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年 5月27日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	46,006,024	—	45,951,873	△54,151
	コロンビア・ペソ	8,626,996	—	8,560,278	△66,718
	ドミニカ・ペソ	23,347,649	—	23,201,907	△145,742
	売建				
	米ドル	31,974,645	—	31,992,273	△17,628
	チェコ・コルナ	549,656	—	552,560	△2,904
	タイ・バーツ	45,456,368	—	45,347,231	109,137
合計		155,961,338	—	155,606,122	△178,006

(2024年11月25日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	トルコ・リラ	26,279,162	—	26,263,020	△16,142
	売建				
	米ドル	26,279,162	—	26,230,012	49,150
合計		52,558,324	—	52,493,032	33,008

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - 開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

債券関連

(2024年 5月27日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引	債券先物取引				
	買建	445,823,307	—	441,647,874	△4,175,433
	売建	303,107,737	—	298,555,487	4,552,250

合計	748,931,044	—	740,203,361	376,817
----	-------------	---	-------------	---------

(2024年11月25日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引	債券先物取引				
	買建	504,555,889	—	491,362,173	△13,193,716
	売建	309,505,048	—	295,167,015	14,338,033
合計		814,060,937	—	786,529,188	1,144,317

(注1)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	795,146,245円	742,270,222円
期中追加設定元本額	1,608,924円	760,746円
期中一部解約元本額	54,484,947円	34,555,060円
2. 開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）	742,270,222円	708,475,908円
合計	742,270,222円	708,475,908円

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BRAZIL REP OF 4.75%	150,000.00	110,485.50	
		BRAZIL REP OF 6%	200,000.00	197,374.00	
		COLOMBIA REP OF 8.375%	200,000.00	198,300.00	
		COLOMBIA REP OF 8%	200,000.00	204,200.00	
		DOMINICAN REPUBL 6%	200,000.00	195,200.00	
		EL SALVADOR REP 8.25%	70,000.00	68,950.00	
		FIN DEPT SHARJAH 3.625%	220,000.00	187,412.50	
		HONDURAS GOVT 8.625%	200,000.00	200,420.00	
		HUNGARY 5.5%	200,000.00	193,937.50	
		INDONESIA (REP) 7.75%	200,000.00	245,000.00	
		IVORY COAST-PDI 6.125%	200,000.00	180,248.00	
		KAZAKHSTAN 4.714%	200,000.00	192,400.00	

	OMAN INTRNL BOND 7%	200,000.00	213,672.00	
	PANAMA 4.5%	200,000.00	126,134.00	
	PANAMA 6.4%	200,000.00	189,400.00	
	PARAGUAY 6.1%	200,000.00	194,900.00	
	PHILIPPINES(REP) 2.95%	200,000.00	137,000.00	
	REP OF GUATEMALA 6.05%	200,000.00	196,900.00	
	REP OF POLAND 5.5%	200,000.00	190,088.00	
	REPUBLIC URUGUAY 5.25%	50,000.00	46,450.00	
	REPUBLIC OF PERU 3.3%	150,000.00	110,847.00	
	REPUBLIC OF PERU 3.55%	100,000.00	69,625.00	
	ROMANIA 5.75%	140,000.00	129,206.00	
	ROMANIA 6.375%	100,000.00	97,812.50	
	ROMANIA 7.125%	100,000.00	104,156.25	
	ROMANIA 7.625%	50,000.00	52,968.75	
	RUSSIA-EUROBOND 4.375%	200,000.00	0.00	
	RUSSIA-EUROBOND 5.1%	200,000.00	0.00	
	SAUDI INT BOND 3.45%	250,000.00	158,828.12	
	SAUDI INT BOND 4.5%	200,000.00	166,000.00	
	SENEGAL REP OF 6.25%	400,000.00	335,524.00	
	SERBIA REPUBLIC 6%	200,000.00	198,250.00	
	SHARJAH SUKUK 5.433%	200,000.00	198,062.00	
	SHARJAH SUKUK 6.092%	200,000.00	208,125.00	
	SOUTH AFRICA 7.95%	200,000.00	198,250.00	
	TREASURY BILL 0%	180,000.00	179,775.50	
	TRINIDAD&TOBAGO 6.4%	200,000.00	196,200.00	
	TURKIYE REP OF 5.875%	400,000.00	379,375.00	
	TURKIYE REP OF 6.5%	200,000.00	192,250.00	
	UNITED MEXICAN 4.4%	200,000.00	140,876.00	
	UNITED MEXICAN 4.75%	200,000.00	157,125.00	
	URUGUAY 5.1%	65,000.00	60,677.50	
	UZBEK INTL BOND 6.9%	200,000.00	197,200.00	
	VENEZUELA 7%	700,000.00	87,500.00	
	VENEZUELA 9.25%	635,000.00	85,407.50	
	VENEZUELA 9.375%	350,000.00	52,500.00	
	VENEZUELA 9%	250,000.00	32,500.00	
	小計	9,960,000.00	7,257,512.62 (1,119,471,321)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS 7.5%	400,000.00	380,352.00	
	MEXICAN BONOS 7.75%	3,100,000.00	2,792,356.00	
	MEXICAN BONOS 7.75%	6,300,000.00	5,402,376.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	1,490,000.00	1,419,210.10	
	小計	11,290,000.00	9,994,294.10 (75,806,720)	

ブラジル・リアル	BRAZIL NTN-F 10%	580,000.00	601,490.39
	BRAZIL NTN-F 10%	200,000.00	189,241.43
	BRAZIL NTN-F 10%	1,500,000.00	1,353,286.36
	BRAZIL NTN-F 10%	600,000.00	533,523.69
	BRAZIL-LTN 0%	600,000.00	523,167.60
小計		3,480,000.00	3,200,709.47 (84,988,118)
チリ・ペソ	TESORERIA PESOS 4.7%	100,000,000.00	96,033,520.00
小計		100,000,000.00	96,033,520.00 (15,017,529)
コロンビア・ペソ	COLOMBIA REP OF 9.85%	1,395,000,000.00	1,358,681,175.00
小計		1,395,000,000.00	1,358,681,175.00 (47,430,201)
ペルー・ヌエボ・ソル	PERU B SOBERANO 5.35%	340,000.00	285,009.25
	PERU B SOBERANO 5.4%	250,000.00	226,916.87
	PERU B SOBERANO 6.15%	215,000.00	212,605.97
	REPUBLIC OF PERU 8.2%	100,000.00	106,003.50
小計		905,000.00	830,535.59 (33,793,413)
トルコ・リラ	TURKIYE GOV BOND 12.6%	7,000,000.00	5,746,125.00
小計		7,000,000.00	5,746,125.00 (25,696,096)
チェコ・コルナ	CZECH REPUBLIC 1.75%	1,700,000.00	1,470,449.00
	CZECH REPUBLIC 2.5%	3,360,000.00	3,230,866.80
	CZECH REPUBLIC 2.75%	1,750,000.00	1,684,366.25
	CZECH REPUBLIC 4.9%	1,500,000.00	1,603,773.75
小計		8,310,000.00	7,989,455.80 (50,987,907)
ハンガリー・フォリント	HUNGARY GOVT 3.25%	9,000,000.00	7,545,532.50
	HUNGARY GOVT 3%	10,000,000.00	9,161,525.00
	HUNGARY GOVT 3%	7,500,000.00	6,402,243.75
	HUNGARY GOVT 3%	63,800,000.00	42,990,513.50
小計		90,300,000.00	66,099,814.75 (25,980,399)
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVT BOND 1.75%	460,000.00	357,944.40
	POLAND GOVT BOND 2.5%	140,000.00	134,754.55
	POLAND GOVT BOND 2.75%	360,000.00	335,331.00
	POLAND GOVT BOND 2.75%	260,000.00	232,910.60
	POLAND GOVT BOND 3.25%	670,000.00	665,861.07
	POLAND GOVT BOND 6%	350,000.00	361,052.12
小計		2,240,000.00	2,087,853.74 (77,886,131)
ロシア・ルーブル	RUSSIA-OFZ 4.5%	13,600,000.00	0.00
	RUSSIA-OFZ 7.05%	3,000,000.00	0.00

		RUSSIA-OFZ 7.25%	4,300,000.00	0.00
		RUSSIA-OFZ 7.65%	9,650,000.00	0.00
		RUSSIA-OFZ 7.7%	12,000,000.00	0.00
		RUSSIA-OFZ 7%	6,200,000.00	0.00
		RUSSIA-OFZ 8.15%	8,200,000.00	0.00
		RUSSIA-OFZ 8.5%	5,050,000.00	0.00
		小計	62,000,000.00	0.00 (0)
ルーマニア・レイ	ROMANIA GOVT 3.65%	200,000.00	163,523.00	
	ROMANIA GOVT 5%	900,000.00	835,092.00	
	小計	1,100,000.00	998,615.00 (32,444,701)	
マレーシア・リングgit	MALAYSIA GOVT 2.632%	600,000.00	561,156.00	
	MALAYSIA GOVT 3.885%	1,550,000.00	1,566,678.00	
	MALAYSIA GOVT 4.642%	700,000.00	742,217.00	
	小計	2,850,000.00	2,870,051.00 (99,227,421)	
タイ・パーツ	THAILAND GOVT 2%	2,800,000.00	2,745,820.00	
	THAILAND GOVT 3.3%	4,400,000.00	4,723,950.00	
	THAILAND GOVT 4.875%	9,650,000.00	10,742,380.00	
	小計	16,850,000.00	18,212,150.00 (81,408,310)	
インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T 6.125%	1,550,000,000.00	1,516,365,000.00	
	INDONESIA GOV'T 6.375%	2,400,000,000.00	2,319,600,000.00	
	INDONESIA GOV'T 6.625%	1,400,000,000.00	1,372,143,780.00	
	INDONESIA GOV'T 7.125%	566,000,000.00	569,096,359.00	
	INDONESIA GOV'T 8.25%	2,400,000,000.00	2,528,022,480.00	
	INDONESIA GOV'T 8.25%	1,050,000,000.00	1,145,137,035.00	
	小計	9,366,000,000.00	9,450,364,654.00 (92,613,573)	
南アフリカ・ランド	REP SOUTH AFRICA 8.25%	4,000,000.00	3,714,720.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.75%	3,018,000.00	2,481,339.24	
	REP SOUTH AFRICA 8.875%	2,500,000.00	2,294,812.50	
	小計	9,518,000.00	8,490,871.74 (72,681,862)	
中国・オフショア人民元	CHINA GOVT BOND 3.02%	2,700,000.00	2,890,193.02	
	小計	2,700,000.00	2,890,193.02 (61,547,527)	
国債証券合計			1,996,981,229 (1,996,981,229)	
特殊債券	米ドル	NATL POWER CORP 9.625%	200,000.00	228,144.00
		PETROLEOS MEXICA 6.7%	300,000.00	265,500.00

		PETROLEOS MEXICA 7.69%	400,000.00	311,560.00	
		QATAR ENERGY 2.25%	250,000.00	212,734.37	
		QATAR ENERGY 3.125%	350,000.00	260,578.50	
	小計		1,500,000.00	1,278,516.87 (197,211,227)	
特殊債券合計				197,211,227 (197,211,227)	
社債券	米ドル	BANCO DEL ESTADO/VAR/PER	200,000.00	208,884.00	
		BAPCO ENERGIES 8.375%	200,000.00	214,250.00	
		CODELCO INC 6.44%	200,000.00	205,812.50	
		COUNTRY GARDEN 7.25%	200,000.00	19,000.00	
		DAE FUNDING LLC 3.375%	265,000.00	248,615.05	
		DP WORLD SALAA /VAR /PER	200,000.00	199,250.00	
		EFE 3.068%	200,000.00	123,410.00	
		FREEPORT INDONES 6.2%	200,000.00	200,618.00	
		GACI FIRST INVST 4.875%	400,000.00	381,250.00	
		MDGH GMTN RSC 5.5%	200,000.00	204,937.50	
		PETRONAS CAP LTD 2.48%	200,000.00	168,898.00	
		PT PERTAMINA 4.15%	200,000.00	148,360.00	
		SINOPEC GRP OVER 4.1%	200,000.00	175,702.00	
		TVF VARLIK KIRAL 6.95%	200,000.00	201,438.00	
		VALE OVERSEAS 6.125%	50,000.00	50,867.00	
	小計		3,115,000.00	2,751,292.05 (424,386,798)	
社債券合計				424,386,798 (424,386,798)	
合計				2,618,579,254 (2,618,579,254)	

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 47銘柄	64.3%	42.8%
	特殊債券 5銘柄	11.3%	7.5%
	社債券 15銘柄	24.4%	16.2%
メキシコ・ペソ	国債証券 4銘柄	100.0%	2.9%
ブラジル・レアル	国債証券 5銘柄	100.0%	3.2%
チリ・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.6%
コロンビア・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.8%
ペルー・ヌエボ・ソル	国債証券 4銘柄	100.0%	1.3%
トルコ・リラ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.0%
チェコ・コルナ	国債証券 4銘柄	100.0%	1.9%
ハンガリー・フォリント	国債証券 4銘柄	100.0%	1.0%

ポーランド・ズロチ	国債証券	6銘柄	100.0%	3.0%
ロシア・ルーブル	国債証券	8銘柄	0.0%	0.0%
ルーマニア・レイ	国債証券	2銘柄	100.0%	1.2%
マレーシア・リンギット	国債証券	3銘柄	100.0%	3.8%
タイ・バーツ	国債証券	3銘柄	100.0%	3.1%
インドネシア・ルピア	国債証券	6銘柄	100.0%	3.5%
南アフリカ・ランド	国債証券	3銘柄	100.0%	2.8%
中国・オフショア人民元	国債証券	1銘柄	100.0%	2.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	112,709,848	169,690,847
コール・ローン	84,787	82,014
株式	2,789,300,867	2,582,123,722
派生商品評価勘定	55,881	32,790
未収入金	10,110,238	-
未収配当金	17,748,043	9,596,405
流動資産合計	2,930,009,664	2,761,525,778
資産合計	2,930,009,664	2,761,525,778
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	111,047	-
未払解約金	23,000,000	24,000,000
流動負債合計	23,111,047	24,000,000
負債合計	23,111,047	24,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	995,740,275	938,267,648
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,911,158,342	1,799,258,130
元本等合計	2,906,898,617	2,737,525,778
純資産合計	2,906,898,617	2,737,525,778
負債純資産合計	2,930,009,664	2,761,525,778

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 ロシア株式等（ADR（米国預託証券）およびGDR（グローバル預託証券）等を含みます。以下、同じ。）の評価については「重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しております。
--------------------	---

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. ロシア株式等の時価算定	(1) 当期財務諸表に計上した金額 当該株式の評価額 0円 (2022年 2月24日評価額 518,648,539円 (保有割合 16.3%)) (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報 ① 当期の財務諸表に計上した金額の算定方法及び算出に用いた主要な仮定 2022年2月24日（現地時間）以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁やロシアによる対抗措置により、ロシア証券取引所におけるロシア国外の投資家による取引が困難な状況にあり、また米国や英国の証券取引所で取引されるロシア株式等においても取引が困難な状況が続いています。 また、取引の規制、決済機構やSWIFTからの除外による取引後の受渡が行えない状況となっており、当該証券に係る証券決済および為替取引が困難な状況が継続しています。 通常、組入株式等の時価については金融証券取引所における最終相場で評価していますが、上記の状況により取引可能な相場価格が取得できない状況となっています。 時価の算定に関する会計基準に基づき、組入有価証券に係る時価は秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格である必要があります。 ロシア証券取引所で取引されるロシア株式について、現時点でロシア国外の投資家が取引できず、また英国や米国取引所で取引されるロシア株式等について、取引が行われていない状況が継続し、流動性がない状況にあります。上記状況を勘案した結果、ロシア株式等の評価価格は2022年3月4日付でゼロとすることとし、期末日時点においても当該取り扱いを継続しています。 ② 翌期の財務諸表への影響 開示対象ファンドの当計算期間においてロシア株式等は上記のように評価しています。しかしながらロシア株式等における取引再開等状況の変化によっては、翌計算期間の財務諸表へ影響を与える可能性があります。
----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
1. 開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	995,740,275口	938,267,648口
2. 開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9193円 (29,193円)	2.9176円 (29,176円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されています。なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 5月27日現在	2024年11月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	162,525,834	231,753,063
合計	162,525,834	231,753,063

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2024年 5月27日現在）

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				

	米ドル 売建	15,773,571	—	15,706,023	△67,548
	米ドル	23,100,000	—	23,143,499	△43,499
	ブラジル・リアル	5,628,107	—	5,595,119	32,988
	香港ドル	4,325,800	—	4,316,641	9,159
	新台湾ドル	5,819,664	—	5,805,930	13,734
	合計	54,647,142	—	54,567,212	△55,166

(2024年11月25日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,000,000	—	23,967,210	32,790
	合計	24,000,000	—	23,967,210	32,790

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - 開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2023年11月28日 至 2024年 5月27日	自 2024年 5月28日 至 2024年11月25日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,070,757,031円	995,740,275円
期中追加設定元本額	1,568,533円	1,053,815円
期中一部解約元本額	76,585,289円	58,526,442円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）	995,740,275円	938,267,648円
合計	995,740,275円	938,267,648円

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	147,953	0.00	0.00	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	6	0.00	0.00	

	OZON HOLDINGS PLC - ADR	6,424	0.00	0.00	
	AMBEV SA-ADR	85,800	2.19	187,902.00	
	BANCO BRADESCO-ADR	172,226	2.38	409,897.88	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	116,940	5.85	684,099.00	
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	443,437	0.00	0.00	
	TCS GROUP HOLDING-GDR REG S	14,699	0.00	0.00	
	INFOSYS LTD-SP ADR	35,131	22.79	800,635.49	
	小計	1,022,616		2,082,534.37 (321,230,926)	
ブラジル・リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	197,313	39.42	7,778,078.46	
	PRIOR SA	17,700	40.40	715,080.00	
	GERDAU SA-PREF	42,140	19.79	833,950.60	
	SUZANO SA	67,249	60.70	4,082,014.30	
	VALE SA	60,903	58.18	3,543,336.54	
	LOJAS RENNER S.A.	38,010	16.15	613,861.50	
	HYPERA SA	22,900	20.18	462,122.00	
	小計	446,215		18,028,443.40 (478,707,454)	
ロシア・ルーブル	LUKOIL PJSC	13,052	0.00	0.00	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC	178,800	0.00	0.00	
	小計	191,852		0.00 (0)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	13,900	400.60	5,568,340.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	25,000	80.70	2,017,500.00	
	JD.COM INC-CLASS A	10,102	137.50	1,389,025.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	77,000	16.88	1,299,760.00	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	56,611	26.00	1,471,886.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	83,500	35.05	2,926,675.00	
	AIA GROUP LTD	53,800	56.45	3,037,010.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	125,500	44.70	5,609,850.00	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	53,000	5.46	289,380.00	
	小計	498,413		23,609,426.00 (467,938,823)	
新台湾ドル	MEDIATEK INC	22,000	1,310.00	28,820,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	55,000	1,040.00	57,200,000.00	
	小計	77,000		86,020,000.00 (407,476,740)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	56,065	1,265.40	70,944,651.00	
	EICHER MOTORS LTD	10,830	4,986.20	54,000,546.00	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	3,626	11,063.60	40,116,613.60	
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	21,658	2,445.25	52,959,224.50	
	AXIS BANK LTD	56,801	1,142.40	64,889,462.40	
	HDFC BANK LIMITED	68,269	1,745.60	119,170,366.40	

小計		217,249		402,080,863.90 (739,828,789)	
中国・オフショア人民元	NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	81,300	25.81	2,098,353.00	
	GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	30,000	41.30	1,239,000.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	25,400	70.39	1,787,906.00	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	1,800	1,507.82	2,714,076.00	
小計		138,500		7,839,335.00 (166,940,990)	
合計		2,591,845		2,582,123,722 (2,582,123,722)	

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	9銘柄	100.0%	12.4%
ブラジル・レアル	株式	7銘柄	100.0%	18.5%
ロシア・ルーブル	株式	2銘柄	0.0%	0.0%
香港ドル	株式	9銘柄	100.0%	18.1%
新台湾ドル	株式	2銘柄	100.0%	15.8%
インド・ルピー	株式	6銘柄	100.0%	28.7%
中国・オフショア人民元	株式	4銘柄	100.0%	6.5%

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

【UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,392,436,105円
II 負債総額	6,352,817円
III 純資産総額（I－II）	5,386,083,288円
IV 発行済口数	6,471,614,636口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8323円

（参考）

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	2,704,060,187円
II 負債総額	5,723,736円
III 純資産総額（I－II）	2,698,336,451円
IV 発行済口数	707,440,128口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.8142円

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	2,633,537,129円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	2,633,537,129円
IV 発行済口数	938,267,648口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8068円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年11月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

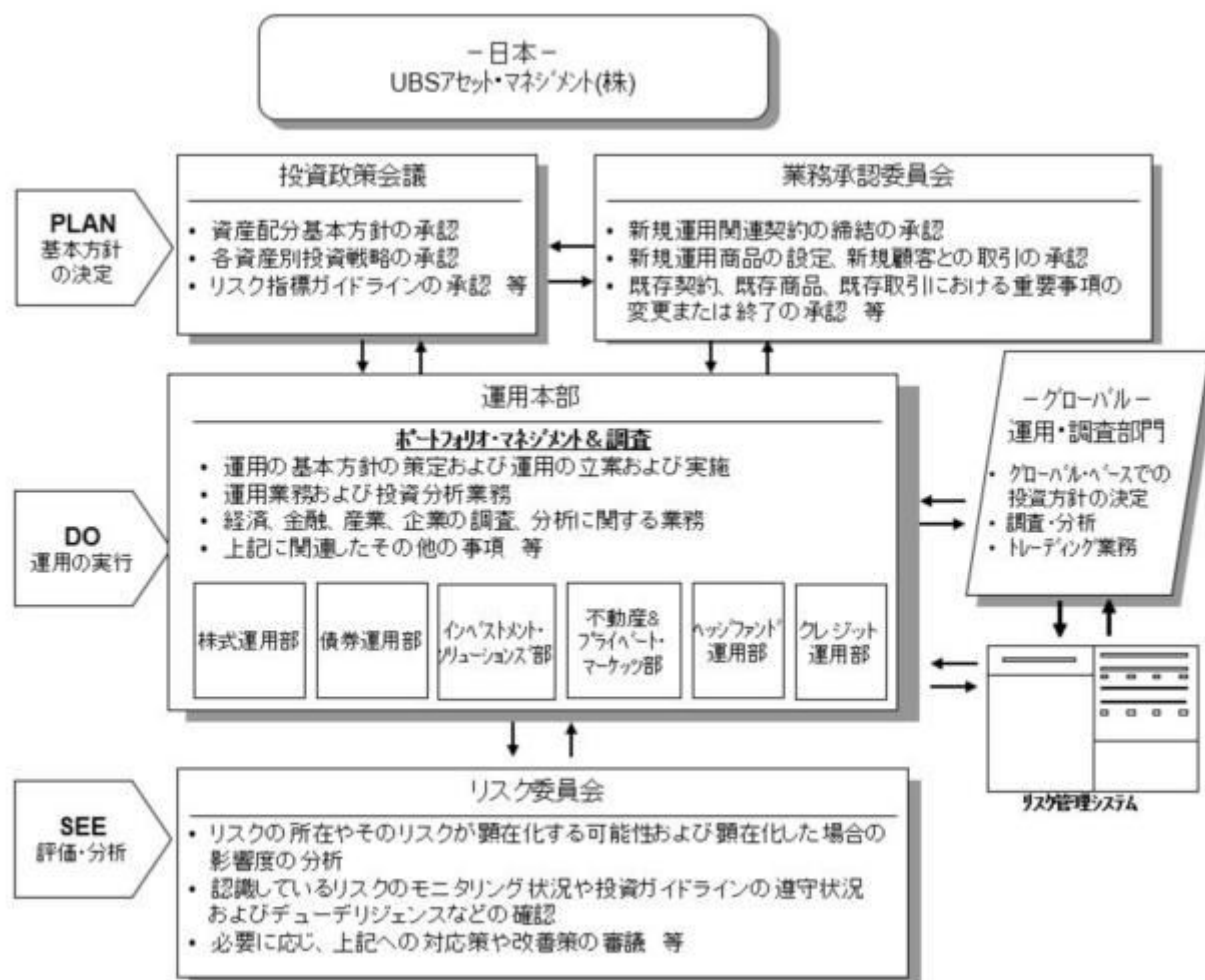
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2024年11月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2024年11月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	36	43,695
追加型株式投資信託	79	359,522
合計	115	403,217

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,704,703		2,548,144
未収入金	*1		81,110		72,447
未収委託者報酬			678,328		593,096
未収運用受託報酬	*1		912,466		726,267
その他未収収益	*1		749,743		537,360
前払費用			15,574		17,754
その他			5,300		5,264
流動資産計			5,147,228		4,500,336
固定資産					
投資その他の資産			408,284		413,637
前払年金費用		55,333		128,037	
繰延税金資産		332,950		265,600	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			408,284		413,637
資産合計			5,555,513		4,913,973

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			63,740		59,897
未払費用	*1		1,420,982		1,169,924
未払消費税			53,036		2,538
未払法人税等			173,897		19,936
賞与引当金			714,825		569,228
その他			7,235		7,094
流動負債計			2,433,716		1,828,620

固定負債			3,521		-
退職給付引当金			3,521		-
固定負債計			2,437,237		1,828,620
負債合計					
(純資産の部)					
株主資本			3,118,275		3,085,353
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			918,275		885,353
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		368,275		335,353	
繰越利益剰余金		368,275		335,353	
純資産合計			3,118,275		3,085,353
負債・純資産合計			5,555,513		4,913,973

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
科目	注記 番号	内訳 金額 (千円)	内訳 金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬	*1*2	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	*1*3	2,501,320	2,133,967
その他営業収益		2,278,670	2,094,215
営業収益計		9,882,785	8,639,637
営業費用			
支払手数料		2,205,766	1,840,518
広告宣伝費		94,702	66,474
調査費		3,293,986	2,906,831
調査費		85,437	138,213
委託調査費	*1	3,208,548	2,768,618
委託計算費		202,285	200,737
営業雑経費		70,962	63,596
通信費		1,172	547
印刷費		42,621	41,830
協会費		13,372	12,131
その他	*1	13,796	9,087
営業費用計		5,867,703	5,078,159
一般管理費			
給料		2,392,220	2,235,586
役員報酬		220,428	203,957
給料・手当	*1	1,523,181	1,520,195
賞与		648,610	511,434
交際費		5,306	6,233
旅費交通費		22,406	32,999
租税公課		56,697	48,950
不動産賃借料		253,903	257,415
退職給付費用		172,439	118,068
事務委託費		399,010	271,366
諸経費	*1	52,433	69,992
一般管理費計		3,354,418	3,040,611
営業利益		660,662	520,865
営業外収益			
受取利息		6	9
為替差益		-	15,637
雑収入		2,559	-
営業外収益計		2,566	15,646
営業外費用			
支払利息	*1	15	-
為替差損		9,948	-
雑損失		3,381	3,550
営業外費用計		13,346	3,550
経常利益		649,882	532,961
税引前当期純利益		649,882	532,961
法人税、住民税及び事業税		265,271	130,274
法人税等調整額		16,349	67,350
当期純利益		368,261	335,336

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金 合計			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
△988千円	△2,488千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

（3）成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（4）その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

当事業年度

繰延税金資産	265,600
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っておりま
す。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発
生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資
産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)
該当ありません

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
現金・預金	1,715,919	1,062,302
未収入金	11,544	14,609
未収運用受託報酬	47	31
その他未収収益	14,985	436
未払費用	66,311	78,542

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
運用受託報酬	41	28
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	-	1
人件費	-	-
事務委託費	690,699	627,004

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
投資助言報酬	72,151	93,454

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関
するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日
----------------------	------	---------	--------	-------------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第29期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年12月31日	第29期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2023年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	749,743	-
合計	5,126,353	-

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075
退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円であります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927

数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	<u>1,084,609</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	<u>△1,084,609</u>
小計	<u>△128,037</u>
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△128,037</u>
退職給付引当金	-
前払年金費用	<u>△128,037</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△128,037</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>56,831</u>

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	25,670	24,400
減価償却超過額	71,600	78,300
資産除去債務	52,300	62,400
未払事業税	13,200	6,400
株式報酬費用	30,100	31,900
退職給付引当金	0	△25,600
賞与引当金	188,681	146,200
その他	3,399	3,600
繰延税金資産小計	384,950	327,600
評価性引当額	△52,000	△62,000
繰延税金資産合計	<u>332,950</u>	<u>265,600</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
--	------------------------	------------------------

法定実効税率 （調整）	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.53%	4.36%
過年度法人税等	0.00%	△0.18%
評価性引当額の増減	1.69%	1.88%
均等割	-	0.43%
その他	0.49%	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.33%	37.08%

（収益認識関係）

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
委託者報酬	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	2,184,783	1,934,008
成功報酬（注）	316,536	199,958
その他営業収益	2,278,670	2,094,215
合計	9,882,785	8,639,637

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,288,845千円	投資運用

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,094,243千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億米ドル	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	4,809,526 5,463,144 28 576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG — Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	144,364円60銭	142,840円42銭
1株当たり当期純利益金額	17,049円15銭	15,524円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

(1) 中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,128,958
未収入金			323,721
未収委託者報酬			592,353
未収運用受託報酬			508,277
その他未収収益			851,047
その他			3,540
流動資産計			4,407,897
固定資産			
投資その他の資産			348,574
前払年金費用		147,174	
繰延税金資産		181,400	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			348,574
資産合計			4,756,472

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			39,423
未払費用			1,329,485
未払消費税等			59,338
未払法人税等			60,003
賞与引当金			266,598
その他			3,521
流動負債計			1,758,372
固定負債			
退職給付引当金			1,411
固定負債計			1,411
負債合計			1,759,783
(純資産の部)			
株主資本			2,996,688
資本金			2,200,000
利益剰余金			796,688
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		246,688	
繰越利益剰余金		246,688	
純資産合計			2,996,688

負債・純資産合計			4,756,472
----------	--	--	-----------

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益			2,103,358 1,147,840 1,198,147 4,449,347
営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 その他		63,718 1,420,318 306 18,906 4,359 976	881,643 7,687 1,484,037 101,760 24,548
一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費			2,499,677 1,032,119 58,771 719,082 254,265 2,540 10,789 23,200 125,171 115,658 252,888 31,191 1,593,559
営業利益			356,110
営業外収益 受取利息 為替差益 雑収入		41 13,891 38	13,971
営業外費用 支払利息		2	2
経常利益			370,078
税引前中間純利益			370,078
法人税、住民税及び事業税			39,203
法人税等調整額			84,200
中間純利益			246,674

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
中間純利益			246,674	246,674	246,674	246,674
当中間期変動額合計			△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,688	796,688	2,996,688	2,996,688

[注 記 事 項]

(セグメント情報)

セグメント情報

第30期 中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

1. セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報
営業収益

日本	米国	その他	合計
1,126,100千円	783,679千円	436,208千円	2,345,988千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,198,162千円	投資運用

(注) 委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
1株当たり純資産額	138,735円56銭
1株当たり中間純利益金額	11,420円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	246,674千円
普通株式に係る中間純利益	246,674千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	50万スイス・フラン	資産運用に関する業務を営んでいます。
UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	3.9百万 シンガポールドル	
UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー	50米ドル	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本関係
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	該当事項はありません。
UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	該当事項はありません。
UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー	該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 6月 7日	臨時報告書
2024年 8月27日	有価証券届出書
2024年 8月27日	有価証券報告書

2024年 9月 6日	臨時報告書
-------------	-------

独立監査人の監査報告書

2024年3月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月5日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）の2024年5月28日から2024年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）の2024年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川井 恵一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。